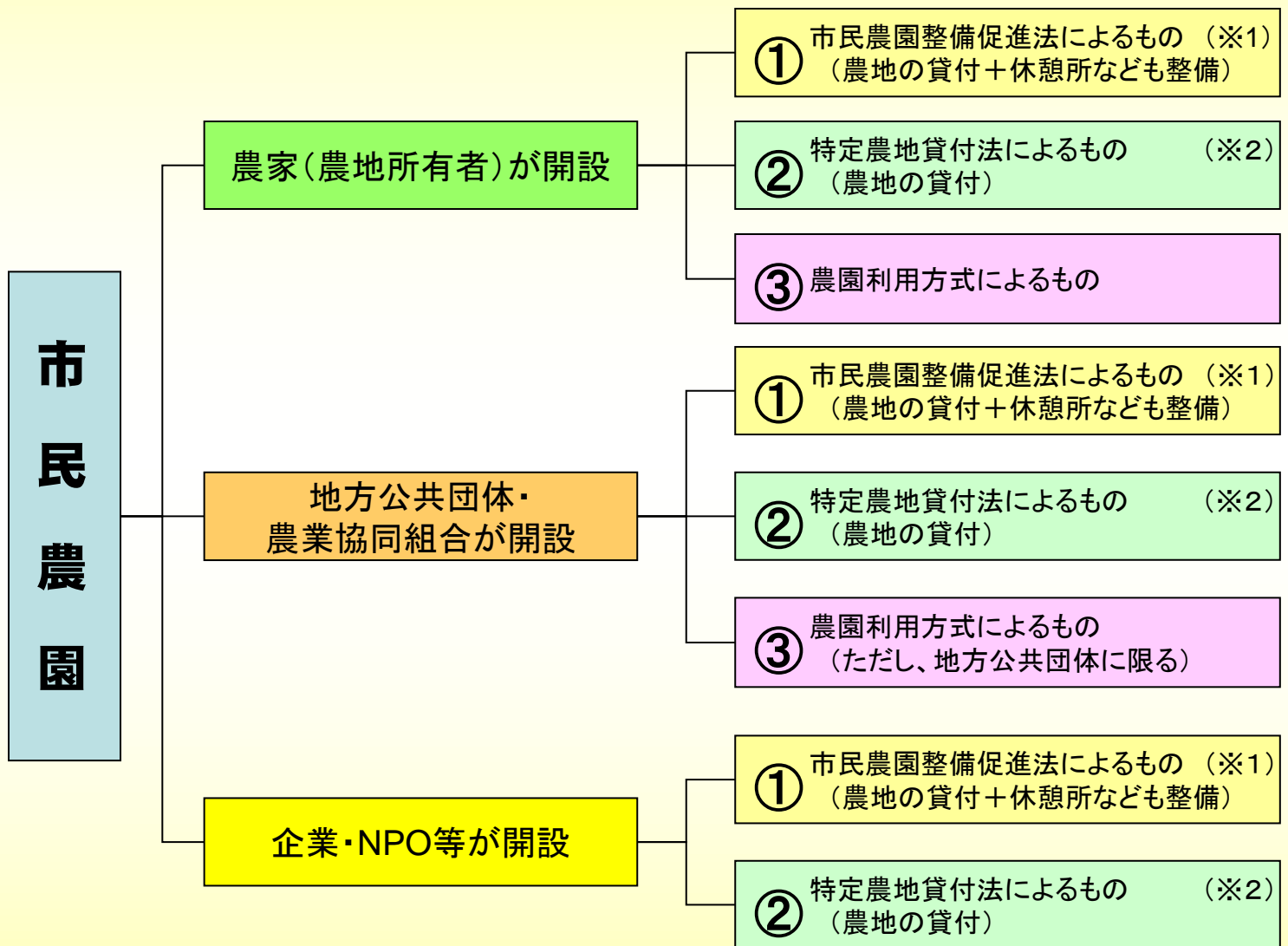


# 市民農園の形態

市民農園の開設の形態は、以下の3形態があります。

- ①『**市民農園整備促進法**』によるもの
- ②『**特定農地貸付法**』(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律)によるもの
- ③農園を利用して農作業を行う『**農園利用方式**』によるもの



(※1)市民農園整備促進法によって市民農園が開設できる場所は  
・市町村が指定した「市民農園区域」または  
・都市計画法の「市街化区域」に限られます。

特定農地貸付法の場合は、特に指定されていません。

(※2)特定農地貸付けの要件

- ①10a(1,000㎡)未満の貸付
- ②相当数の者を対象とした農地の貸付
- ③営利を目的としない農作物の栽培
- ④貸付期間については5年を超えない